

「空家等実態調査」

実施について(お知らせ)

草津市では、7月から市内全域について、適切な管理が行われていない空家等を把握し、今後の空き家等対策を検討するため、建物の外観調査を実施します。

調査期間中は、委託業者の調査員が各町内を巡回しますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

■調査対象

空家の可能性のある建物やその敷地

■調査期間（約3か月間）

令和4年7月下旬 ～ 令和4年10月中旬
（調査期間は、変更する場合があります）

■調査委託業者

株式会社 ゼンリン



■調査方法

調査員が、建物やその敷地の状態などを外観から調査し、空家と判定したものについては、状況が判別できる写真を撮影します。

撮影の際には住民の方が写りこまないよう、プライバシーには充分配慮いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■調査員の服装について

調査員は腕章や身分証明書等を常に着用し、実施いたします。



(腕章)

草津市
空家等実態調査
調査員
株式会社 ゼンリン

(身分証明書)

身分証明書
下記の者は、令和4年度草津市空家等実態調査業務の受託者であることを証明します。

事業者名	株式会社 ゼンリン
調査員氏名	〇〇 〇〇
有効期限	令和5年2月28日まで
発行者	草津市草津三丁目13番30号 草津市長 橋川 渉
	令和4年〇月〇日 発行

(お問い合わせ先)

草津市 建築政策課 住まい政策係

TEL:077-561-1502 FAX:077-561-2486

E-MAIL: kenchiku@city.kusatsu.lg.jp

